

令和3年度 相談支援事業所アップルメント事業計画
(特定相談支援事業)

I 事業目的

指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業の円滑な運営管理を図る。また、障害の種別を問わず、利用者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を送ることが出来るよう、解決すべきニーズ等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援につなげる。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添った支援を行う。さらには委託相談支援事業所や医療、行政、各障害福祉サービス事業所等と連携し、チームアプローチの支援を行う。事業の運営にあたり、市町村、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。

II 事業内容

1. 特定相談支援事業

(1) 計画相談支援

① サービス利用支援

障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行う。

必要に応じて社会資源等の情報提供、障害者支援施設等への紹介を行い、障害福祉サービス事業所等との連絡調整をする。

サービス担当者会議において、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者や他業種等から専門的な意見をもらう。また、各障害福祉サービス事業所が利用者または家族の思いを理解した上で、各事業所が連携を図り、支援を進めていけるように取り組んでいく。

② 継続サービス利用支援

定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

(2) 基本相談支援

全ての障害者及びその保護者または介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

2. 専門的な人材の確保及び養成

行動障害を伴う知的障害者や精神障害者に対して専門的な対応が出来るように体制の確保に努める。

① 強度行動障害支援者養成研修、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等

に参加し、自己研鑽に努める。

- ② 大分県知的障害者施設協議会相談支援部会等の研修会、大分市障がい者相談支援センター主催の事例検討会に参加し、スキルアップを図る。

3. 相談支援と防災

災害時、相談支援員としての関わりがとても重要となっている。福祉避難所への避難方法や環境、整備への配慮、被災地で利用可能なサービスの有無等の相談が挙がっている。別府市においては相談支援員が個別避難計画の作成を始めている所もあるようだが、大分市ではまだ取り組みは始まっていない。

サービス等利用計画を作成する中で、利用者の方の地域に応じ、「災害時の備え」という項目を追加したり、サービス担当者会議やモニタリングの時などに本人や家族、支援者等と一緒に考えていく機会を作ったりしていく。民生委員や地域包括支援センター等の地域の方にも緊急時には対応をしていただけるよう、情報共有をし、連携を図るようにする。災害時においても状況によっては、避難指示を出したり、安否確認をしたり出来るように、体制を整えておく。

4. 地域との連携

利用者の望む生活の実現に向けて、相談支援専門員が1人ですべてを解決するのは困難である。保健・医療・教育等の分野やインフォーマルも含めた関係者、他業種と相互に連携をしていく。行政や市区町村、県を含めて地域がチームとなって問題・課題解決に当たることが必要である事から、地域連携の重要性を意識し、相談支援に取り組んでいく。

現在の社会資源では十分に支援が出来ない場合もある。相談支援専門員として新たな社会資源の開発や改善に努める必要がある。委託相談支援事業所や自立支援協議会を通じて関係機関につなぎ、共に検討し、地域に働きかけていけるように努めていく。

5. 家族支援

利用者本人が高齢化しており、キーパーソンとなる保護者も高齢である。それに伴い、家庭環境の変化が見られるケースも増えて来ている。本人や家族からの話だけではなく、関係事業所等へも情報収集をし、アウトリーチしていく。

必要に応じて、モニタリング利用月の追加や変更を行っていく。

5. 感染症対策

現在COVID-19（新型コロナウイルス）による感染症の流行が続いている。令和2年4月、行政からの計画相談における臨時的な対応について通知があり、それを受け、基本的な感染防止策をとったうえでのモニタリングや担当者会議等の実施、実施時間の短縮

等を行っている。引き続き感染症防止策を十分に行い、場合によっては電話や文章、I C Tの利用を視野に入れ、相談支援の業務を行っていく。